

医療施設体系のあり方に関する検討会  
における検討課題等について

## 検討課題について（案）

### 地域医療支援病院について

- 医療連携体制の構築を各地域で行うこととし、これを医療計画に位置付けていくこととの関係において、地域医療支援病院制度についてどう考えるか。
- 地域医療支援病院に本来求められる機能はどのようなものか。
- 地域医療支援病院の承認要件はいかにあるべきか。
- その他地域医療支援病院制度全般についてどう考えるべきか。

### 特定機能病院について

- 専門医の育成のあり方との関係において特定機能病院制度についてどう考えるべきか。
- 高度な医療技術や専門性を必要とする治療などの医療需要に対応できる機能を有する医療機関である特定機能病院は、医療機関間における機能分化と連携の中でどのような位置づけを持つべきか。
- 現状において医育機関が特定機能病院となっているが、医育機関と特定機能病院の関係について、どう考えるべきか。
- 特定機能病院に本来求められる機能や承認要件及び名称等、特定機能病院制度のあり方全般についてどう考えるべきか。

### 医療連携体制・かかりつけ医について

- 医療連携体制の構築に当たり、各関係者はどのように取り組むべきか。
- 紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方についてどう考えるべきか。
- 医療連携体制の中で、プライマリケアはどのように位置付けられるべきか。

- 医療連携体制の構築に当たり、プライマリケアを支えるかかりつけ医が、患者を支える立場に立って、診療時間外でも患者の病態に応じて連絡がとれるようにするなど適切に対応すること等が求められるが、これらの機能を発揮するために何が必要か。
- 患者の視点に立って、かかりつけ医にはどのような役割が期待されるか。
- その他かかりつけ医のあり方全般についてどう考えるべきか。

#### 専門医について

- 専門医の質の確保に当たり、国は広告規制制度による関与にとどめ各学会に委ねている現状に対し、国あるいは公的な第三者機関が一定の関与を行う仕組みとすることについてどう考えるべきか。
- 上記を含め、医療の質の向上と医療安全のさらなる推進を図る上での専門医の育成のあり方について、どう考えるべきか。

#### 医療法に基づく人員配置標準について

- 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準規定の必要性について、紹介患者を中心とした入院機能を求められる大病院における外来診療のあり方や、医師の配置状況に関する情報の患者への提供等との関係も含め、どう考えるべきか。
- その他人員配置標準制度について、施設体系のあり方との関係において、どう考えるべきか。

#### 医師確保との関係について

- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、病院及び診療所は、それぞれどのような役割を担っていると考えられるべきか。
- 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係において、現状において医育機関が太宗を占める特定機能病院のあり方や、主要な事業ごとに構築することが求められる地域の医療連携体制との関係を、どう考えるべきか。

# 「医療施設体系のあり方に関する検討会」について

平成18年7月  
医政局総務課

## 1. 開催の趣旨等

平成17年12月8日にとりまとめられた社会保障審議会医療部会の「医療提供体制に関する意見」において、①地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題、②特定機能病院制度のあり方及び③医療法施行規則の「病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準」規定の必要性、の3つの課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める旨が指摘されている。

また、平成18年の医療法改正を踏まえ、医療計画の見直し等を通じた医療機能の分化連携を図っていくこととなるが、その際、かかりつけ医に求められる役割や機能のあり方や、医療連携体制の構築の中での救急医療等確保事業に必要な医師の確保方策などについても、検討していくことが求められる。

このため、「医療提供体制に関する意見」で具体的に掲げられた病院に係る制度に関わる論点にとどまらず、診療所も含め、地域医療を担う医療施設の体系の今後のあり方に関わる論点について、幅広く議論することとする。

## 2. 検討課題例

- ・ 地域医療支援病院制度又はこれに類する制度の必要性の有無
- ・ 上記制度に求められる機能及び要件
- ・ 特定機能病院制度又はこれに類する制度の必要性の有無
- ・ 上記制度に求められる機能及び要件
- ・ 上記制度と医育機関(大学病院)との関係
- ・ 上記制度と専門医の育成のあり方との関係
- ・ 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準
- ・ 医療連携体制の構築に際してかかりつけ医の果たすべき役割と機能
- ・ プライマリケア、病診連携その他地域の医療連携のあり方
- ・ 救急、へき地医療等に必要な医師の確保方策との関係における医療施設の役割

## 3. 検討会の位置づけ等

医政局長による検討会

(検討会の庶務は医政局総務課で行う)

## 4. 検討会のメンバー

別紙の通り

## 5. 開催回数

7月に1回、9月以降月に1回程度のペースで開催予定